主 文本件控訴はこれを棄却する。 当審訴訟費用は全部被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は弁護人大石力作成名義の控訴趣意書のとおりであるからこれを引用し、次のとおり判断する。

論旨第一

しかし被告人が本件現場を時速三七、三キロ位で貨物自動車を運転通行していたものであることは原判決引〈要旨第二〉用のA作成の鑑定書の記載によつて明瞭に認めうるところであり、所謂自動車の徐行とは如何なる程度の〈/要旨第二〉速度即ち時速何キロ以下をいうのか法令には格別これを定めていないのであるから社会通念によつてこれを決するより外ないのであるが、通常貨物自動車の徐行とはその制限時速(昼間の)四〇キロの二分の一(二〇キロ)以下たるべきものと解するを相当とする。(当審証人Bの公判供述もこの見解に照応する。)従つて被告人が本件現場を所謂徐行しなかつたものであることは明らかである。故に原審認定に右の如き事との誤認と適用法令の一部に誤があつても結局道路交通取締令第五七条第二号にのと認められない。畢竟論旨は理由なきに帰する。判決に影響を及ぼすものと認められない。畢竟論旨は理由なきに帰する。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 山田要治 判事 石井麻佐雄 判事 石井文治)